

広島baumクーヘン振興協議会 会則

(名称)

第1条 この会は、広島baumクーヘン振興協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、似島が「日本のbaumクーヘン発祥の地」であることを広く周知することなどにより広島におけるbaumクーヘンの振興を図り、baumクーヘンがもみじ饅頭に次ぐ第二の広島土産として広く認知されることを通じて、似島の活性化並びに広島の経済及び観光の振興に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広島baumクーヘンの振興に資するイベントの企画及び運営に関すること。
- (2) 広島baumクーヘンの振興に向けた連携促進・連絡調整に関すること。
- (3) 広島baumクーヘンのPR活動に関すること。
- (4) その他広島baumクーヘンの振興のために必要と認める事業

(組織)

第4条 本会は、本会の目的及び活動の趣旨に賛同する、次の種別の会員等をもって構成する。

(1) 正会員

本会の活動を積極的に推進し、本会が主催する会議等に参加できる者

(2) 賛助会員

本会の目的達成に向けて協賛金等により貢献できる、正会員以外の者

(3) 特別会員

本会の依頼に基づき加入する学識経験者等

(4) オブザーバー

本会の趣旨に賛同する行政機関

2 その構成は、別表によるものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において選出する。

2 副会長は、会長が会員の中から指名し、会員の承認を得る。

(役員職務)

第7条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会議の会計を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 欠員による後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員報酬)

第9条 本会の役員報酬は無報酬とする。

(総会)

第10条 総会は、正会員をもって構成され、それぞれが指名する者が代行することができる。

2 賛助会員、特別会員及びオブザーバーは、総会に出席して意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

3 総会は、通常総会を毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。

4 総会は、事業計画及び収支予算の承認、事業報告及び収支決算の承認、役員選任及び解任、規約の制定及び変更、その他本会議の重要事項を議決する。

5 総会は会長が招集し、総会の議長は会長をもって充てる。

6 総会の議決は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(事務局)

第11条 事務局

本会の事務局は、株式会社櫛（広島市西区己斐東一丁目2番10号）に置く。

(収入)

第12条 本会運営のために必要な資金は、協賛金、事業収入その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、設立当初年度は設立後最初に到来する3月31日までとする。

(補則)

第14条 この会則に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和6年3月9日から施行する。

第4条関係 別表

(1) 正会員

| |
|--|
| 株式会社櫟 株式会社トップ・イン 株式会社にしき堂 株式会社八天堂 株式会社ポンヌフ洋菓子研究所 |
|--|

(2) 賛助会員

| |
|---|
| — |
|---|

(3) 特別会員

| |
|---|
| — |
|---|

(4) オブザーバー

| |
|-----|
| 広島市 |
|-----|